

地域包括支援センターからのお知らせ

☎ 地域包括支援センター ☎ 77-3925

9月は「世界アルツハイマー月間」として、世界各国で認知症についての啓発活動が行われています。認知症は誰もがなりうる可能性がある身近な病気です。今のうちから認知症についての正しい知識と理解をもつことが大切です。住み慣れた地域で、認知症になっても安心して暮らせる町づくりのために、芝山町では認知症に関する下記の取組を行っています。

●認知症についての相談

地域包括支援センターでは、介護についての相談だけでなく認知症についての相談にも対応しています。

●「認知症初期集中支援チーム」の設置

認知症や認知症の疑いのある人、その家族のもとに専門職が訪問し、認知症の容態に合わせて適切に医療・介護・生活支援のサービスが受けられるよう集中的に支援を行います。自立生活のサポートを行うチームです。

●認知症サポーター養成講座

認知症の人とその家族の応援者である認知症サポーターを1人でも増やし、認知症になっても安心して暮らせる地域をつくるため、「認知症サポーター養成講座」を行っています。9月12日午後1時30分～福祉センターやすらぎの里で開催予定です。（8月号広報掲載）

●脳イキキ教室の開催

認知症に関する基礎知識を学び、頭と体を同時に使って脳を活性化させるトレーニングをする教室です。5回コースで開催します。

対象者 65歳以上（介護認定を受けていない方）で、下記の日程にすべて参加できる方
日時 10月8日、15日、22日、29日、11月12日
すべて火曜日 午前10時～正午
会場 役場南庁舎 1階研修室
定員 20名（申込者多数の場合は、令和5年度受講していない方を優先とします）
参加費 無料
申込み 9月27日(金)まで

●しばっこカフェ（認知症カフェ）の開催

気軽にお茶を飲みながら情報交換ができる憩いの場です。認知症の方やその家族、認知症について関心のある方など、どなたでも参加できます。
9月から12月までの開催日は、次のとおりです。
9月10日、10月22日、11月26日、12月17日

すべて火曜日

時間 午後1時30分～3時（時間内出入り自由）
場所 福祉センターやすらぎの里



▲しばっこカフェ 笑いヨガの様子

●介護予防講演会

テーマ「健康長寿の秘訣！オーラルフレイルってなに？」
～お口の健康を保ち高齢期をイキイキ過ごす～

「固いものがたべられなくなった」「むせることがある」そんなお口のささいな不調はありませんか。全身の機能低下は、足腰の筋力などの身体機能よりも先に、お口の機能低下から始まると言われています。健康で長生きするためには、お口の機能を保つことがとても大切です。今回は、お口のフレイル(オーラルフレイル)の基礎知識と予防方法についてお伝えします。

講師 齊藤歯科クリニック
齋藤 晃朗 先生（歯科医師）
日時 10月3日(木) 午後2時～3時30分
(受付 午後1時30分～)

会場 役場南庁舎1階研修室
参加費 無料
定員 先着25人
申込み期限 9月27日(金)
※定員になり次第、締め切り
申込み・問い合わせ 地域包括支援センター

第2回芝山スポーツフェスティバルを開催します

☎ 教育課 社会教育係 ☎ 77-1861

「第2回芝山スポーツフェスティバル」を開催します。オープン参加の形式となるため、気軽に好きな種目に参加することができます。皆様お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。詳しくは町ホームページをご覧ください。（9月上旬掲載予定）

会場 芝山町総合運動場
日程 10月13日（日）
競技種目 「宅配便リレーⅡ」「運しだいサイコロリレー」「パン食い競争」ほか



駅からハイキング×スカイパークしばやま おもてなしDays

☎ 産業振興課 産業振興係 ☎ 77-3918

日時 9月14日(土)、15日(日)
※駅からハイキングは13日～15日開催
場所 スカイパークしばやまエリア
(スタートは航空科学博物館)
主催 スカイパークしばやま連絡協議会
後援 芝山町
協力 成田国際空港(株)、芝山町観光協会他
内容 成田空港と芝山町にしかないおもてなしをスカイパークしばやまに来訪する全ての皆様向けに実施予定。
※詳細情報は都度更新予定の為、QRコードからHP、Xでご確認ください。



▲スカイパークHP



▲芝山町公式X



国民健康保険 整復師の施術を正しく受けましょう

☎ 町民税務課 国保年金係 ☎ 77-3913

柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術には、その負傷原因や症状等によって国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。

知っていますか？
国民健康保険の対象と認められなければ施術料は全額自己負担となりますので、施術を受ける前に柔道整復師とよく相談しましょう。
Q. 保険治療の対象になるのはどんなとき？
A. 急性などの外傷性の打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）・骨折・脱臼 ※骨折・脱臼については医師の

同意が必要です。（応急処置を除く）
骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。
Q. 保険治療の対象にならないのはどんなとき？
A. 次のようなとき。
・単なる肩こりや筋肉疲労などの慢性的な症状。季節の変わり目による体の痛み。

・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術。
・保険医療機関で同一の部位の治療・シップや痛み止めなどの処方を受けている時。
・ケンカや交通事故など第三者が原因となるもの（※役場に届出が必要です。）
・家族の付き添いで来たついでに施術。慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用。
Q. 柔道整復師の施術を正しく受けるには？
A. 次のことを守りましょう。
・負傷の原因を正しく伝える。
・療養費支給申請書の内容（負傷部位・理由・治療日など）

をよく確認し、自分で署名などをします。
・領収証をもらい保管する。
・治療が長引く場合は一度医師の診断を受ける。
※治療内容についてお尋ねすることがあります
国保被保険者の方が、国民健康保険を使って柔道整復師の施術を受けた場合、施術の内容確認のため、「整（接）骨院の施術内容調査票」を送付させていただきます。
領収証を保管していただき、照会がありましたら、国民健康保険事業の適正な運営のためにご協力とご回答頂きます様、お願いいたします。